

三重県最低賃金

時間額

1,087 円

ちゃんとチェック!
最 低 賃 金
働く人も、雇う人も、
確認を忘れずに

(令和7年11月21日発効)

最低賃金はセーフティネットとして県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。

三重県特定（産業別）最低賃金

電線・ケーブル製造業
最 低 賃 金

時間額 1,097 円

発効日 令和7年12月21日

建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品
製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、
産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、
その他の輸送用機械器具製造業最低賃金

時間額 1,111 円

発効日 令和7年12月21日

※ 「三重県銑鉄鋸物、可鍛鋳鉄、鋳鉄管製造業最低賃金」、「三重県一般機械器具製造業最低賃金」、「三重県洋食器・刃物・手道具・金物類製造業最低賃金」、「三重県ガラス・同製品製造業最低賃金」、「三重県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」の取扱いについて

「三重県最低賃金」と「特定（産業別）最低賃金」の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

したがって、「三重県銑鉄鋸物、可鍛鋳鉄、鋳鉄管製造業最低賃金（時間額739円、日額5,907円 平成10年12月15日発効）」、「三重県一般機械器具製造業最低賃金（時間額762円、平成15年12月15日発効）」、「三重県洋食器・刃物・手道具・金物類製造業最低賃金（時間額843円、平成27年12月20日発効）」、「三重県ガラス・同製品製造業最低賃金（時間額923円、令和3年12月21日発効）」、「三重県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（時間額1,031円、令和6年12月21日発効）」が適用される労働者については、三重県最低賃金（時間額1,087円）の金額以上の賃金を支払わなければなりません。

「最低賃金」についてのお問合せは、
三重労働局労働基準部賃金室
(電話059-226-2108)
又は最寄の労働基準監督署へ



三重労働局



最低賃金
に関する
特設サイト

働く皆さん、事業主の皆さん

労災に関するギモンに お答えします!!



新しく事業を
立ち上げましたが、
労働保険について
どのような手続を
行う必要がありますか？



石綿（アスベスト）による
病気と診断されました。
以前、仕事で石綿を扱って
いましたが、労災補償は
受けられますか？

労災の
請求書は
どこで入手
できますか？



社員が仕事中に
ケガをしました。
事業主として
どのような手続を
行えばよいですか？



労働保険料の納付は
いつ、どのように行えば
よいですか？



お気軽に ご相談 ください。



新型コロナ
ウイルス感染症を
発症した場合、労災保険
給付の対象と
なりますか？



仕事中にケガをしました。
労災の手続や請求書の書き方
について教えてください。



労災補償該当相談

労災請求手続に
関する相談

労働保険の加入・
労働保険料納付に
関する相談

アスベスト等による
労災に関する相談

労働保険
適用・徴収

労災保険相談ダイヤル



0570-006031

受付時間：月曜日～金曜日 8:30～17:15 (土・日・祝日・年末年始はお休みします)

*労災に該当するかどうかは、労働基準監督署が調査の上、判断します。

*ご利用の際は、通話料がかかります。IP電話など、一部の電話からはご利用になれません。